

板橋区景観表彰制度実施要綱

令和元年6月24日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区景観条例（平成23年板橋区条例第9号。以下「条例」という。）第31条に基づき、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物やまちづくり活動などに対し表彰を行うことにより、景観まちづくりに対する区民の意識の高揚を図るとともに、良好な景観の形成の推進に資することを目的とする。

(賞の名称)

第2条 表彰は、板橋区景観賞と称する。

(表彰対象)

第3条 表彰は、板橋区景観計画を踏まえ、板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認められる次の各号のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 表彰を行う年度の前年度までに条例第21条の規定による行為完了の報告がなされた建築物等の所有者、事業者（条例第2条第5号に規定する事業者をいう。以下同じ。）及び設計者
- (2) 継続的に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者やまちづくり活動の主体である個人、団体又は事業者で、自薦又は他薦により別記様式にて応募のあったもの
- (3) その他区長が表彰をするに値すると判断したもの

(選定及び選定基準)

第4条 表彰候補は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる審査項目により選定及するものとする。

(表彰候補の選定)

第5条 区長は、第3条第1号に該当する表彰候補の選定にあたり、あらかじめ条例第17条の規定による板橋区景観アドバイザーの意見を聴くものとする。

(選考)

第6条 区長は、表彰の決定にあたり、あらかじめ条例第33条第1項の規定による東京都板橋区景観審議会に諮るものとする。

2 区長が特に板橋区内の良好な景観の形成に寄与していると認めるものは、大賞とすることができる。

(賞の授与)

第7条 区長は、板橋区景観賞の受賞者に対し、表彰状等を授与する。

(公表)

第8条 表彰の結果は、景観まちづくりの普及・啓発のため広く公表する。

(事務の処理)

第9条 この要綱に関する事務は、都市整備部都市計画課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	審査項目
配置	<ul style="list-style-type: none">・公共空間への配慮・歴史・文化的資源、自然等への配慮・壁面の位置の配慮・にぎわいづくりへの貢献
高さ、規模	<ul style="list-style-type: none">・公共空間からの眺めへの配慮・周辺景観との調和
形態、意匠、色彩	<ul style="list-style-type: none">・周辺の建築物等との調和・街並みへの圧迫感の軽減・周辺景観、公共空間との調和・周辺景観との調和に配慮した材料の活用・にぎわいづくりへの貢献
公開空地、外構、緑化	<ul style="list-style-type: none">・公開空地・外構デザインの工夫・周辺景観に調和した緑化・接道部の緑化・にぎわいづくりへの貢献
駐車場などの付属物	<ul style="list-style-type: none">・公共空間への配慮・建築物本体との調和・一体化・周辺の土地利用に配慮した照明・夜間照明の配慮・周辺に配慮した屋外広告物
まちづくり活動	<ul style="list-style-type: none">・地域の魅力や賑わいを向上させているもの・地域資源を活かし、景観の魅力を高めているもの・街並みの保全・活用・整備に関するもの・その他良好な景観の形成に寄与していると認められるもの

板橋区景観賞 応募用紙 (1/2)

下記に必要事項を記入し、対象の写真を添付の上、ご応募ください。

応募者	ふりがな			
	氏名			
	住所			
	電話			
	メール			
次のいずれかに○をつけてください。			自薦	
				他薦
建築物等の応募	名称（施設名などを記入してください。）		建築された時期	
			頃	
	所在地（区内に限る）			
	所有者	ふりがな		連絡先
	氏名			
推薦理由、景観上のPRポイントなど				
まちづくり活動の応募	名称（団体名などを記入してください。）		活動を始めた時期	
			頃	
	主な活動場所（区内に限る）			
	代表者	ふりがな		連絡先
		氏名		
	メンバー構成			
推薦理由				
活動内容				
活動の成果				

○応募内容に関する写真

※建築物等の応募の場合：対象の建築物の様子が見えるような近景写真と遠景写真を添付してください。

※まちづくり活動の応募の場合：対象の活動の様子が見えるような写真を添付してください。